

京都府子どもの貧困対策推進計画 (案)

令和 7 年 1 月

京 都 府

目 次

I はじめに	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の進捗管理	2
4 京都府 <u>の</u> 子育て関係諸計画、都道府県こども計画との 関係	2
II 計画の基本理念と基本的視点	3
1 基本理念	3
2 基本的視点	3
III <u>子</u>どもの貧困に係る現状と課題	4
1 子どもの貧困に係る基礎データ	4
2 ひとり親家庭の状況	5
3 貧困が及ぼす子どもへの影響	7
4 多様な困難を抱える者	10
IV 重点施策	11
1 連携推進体制の構築	11
2 ライフステージを通した子どもへの支援	13
3 ライフステージ別の子どもへの支援	15
4 子育て当事者への支援	21
5 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進	23
V 重点施策体系	24
重点施策の体系図	24
VI 参考資料：用語解説	26
＜参考＞子どもの貧困に関する指標一覧	27

I はじめに

1 計画改定の趣旨

「令和4年国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は、前回調査（平成30年）では15.7%であったものが令和3年は15.4%とやや改善し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの相対的貧困率も14.0%から11.5%と、前回調査から改善しているものの、依然として子どもの9人に1人は、平均的な所得の2分の1より低い世帯で暮らしています。

また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と前回調査の48.3%からやや改善したものの、全体の貧困率と比べて依然として高い水準となっている状況です。

国においては、平成26年1月に子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、様々な取組が進められてきましたが、令和6年6月に法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に改められ、貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とされたところです。

また、推進法の改正に先立ち、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、子どもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策等を取りまとめた「こども大綱」（以下「大綱」という。）が、令和5年12月に閣議決定されたところです。

京都府においては、平成26年度に「京都府子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会を目指す～」を全国に先駆けて策定し、これまで本計画に基づき支援を実施してきたところですが、現行の「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」の計画期間が、令和7年3月で満了することに伴い、「こども基本法」や大綱及び現在の子どもの社会状況を踏まえるとともに、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を、教育・福祉・労働等の各機関が協働し、現行の計画をより一層の実行性を持った計画とするため見直しを図ることとしております。

2 計画の期間

本計画は、令和7年4月から令和12年3月までの5年間とします。

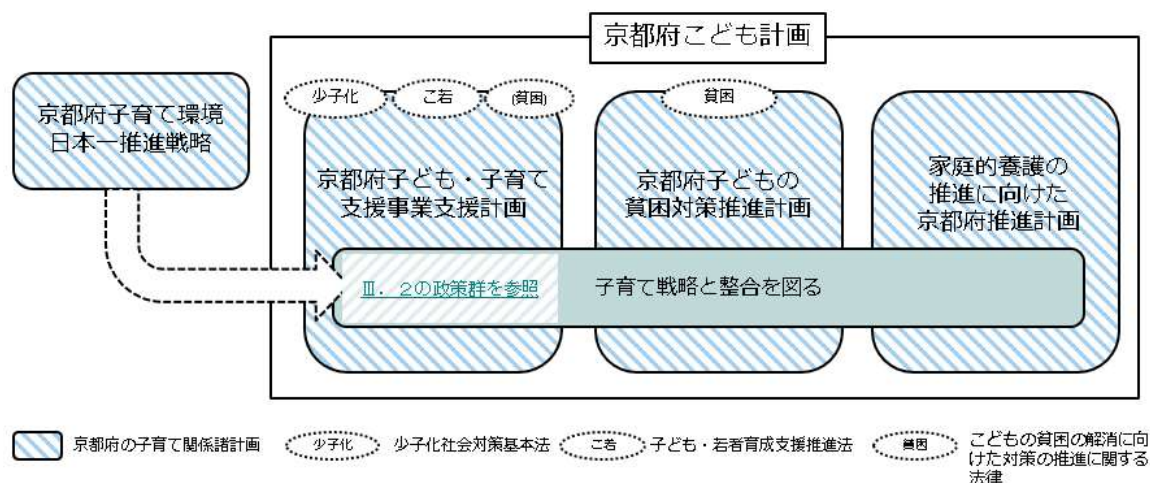
3 計画の進捗管理

- (1) 本計画に記載した施策については、基本的にPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルに沿って実施し、学識経験者、学校関係者、子育てに関する関係者、就労に関する関係者、当事者等で構成する「京都府子どもの貧困対策検討会」において点検・評価を行います。
- (2) 計画期間内であっても、急激な社会変化等により、計画を維持することに不適切な事態が生じた場合には、適宜、本計画を改定します。

4 京都府の子育て関係諸計画、都道府県こども計画との関係

「京都府子育て環境日本一推進戦略」（以下「戦略」という。）は、京都府における子育て関係の諸計画の指針となるものであり、子育て関係の諸計画は、全て戦略を基本とした上で、個別に策定等を行うこととされております。

京都府の子育て関係諸計画の指針となる戦略の内容との整合性も図りつつ、今年度に改定する本計画、「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」及び「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の3つの子育て関係諸計画を、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として位置付けるとともに、相互に子育て関連計画としても位置付け整合を図ります。



Ⅱ 計画の基本理念と基本的視点

1 基本理念

子どもは「社会で育てる」という理念に立ち、

全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

2 基本的視点

- 全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、権利の主体として、その多様な人格・個性が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が優先され、社会の担い手として活躍できるよう総合的に推進
- 子どもや若者の視点を尊重し、子どもや若者の意見を踏まえた施策を展開
- 義務教育を終えた後の所属のない者など、支援が届いていない、又は届きにくい子ども・若者に対して総合的な取組を推進
- 貧困の世代を超えた連鎖を断ち切り、子どもが健やかに育つ社会を確保するために、子育て当事者家庭に対して、就労から経済的支援、社会的孤立を防ぐ取組などを包括的に実施
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けるとともに、妊娠、出産期から社会的自立まで、子どもの成長・発達段階に応じた、切れ目のない支援体制を構築
- 全ての子どもが、府内の身近な地域で、安全で安心して自分らしく過ごせる多様な居場所の設置を推進
- 府・市町村はもとより、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、企業、施設、NPO等地域団体、ボランティアなどが連携・協働し、子どもの社会的孤立を防ぐとともに、子どもの貧困対策を社会全体の取組として推進

Ⅲ 子どもの貧困に係る現状と課題

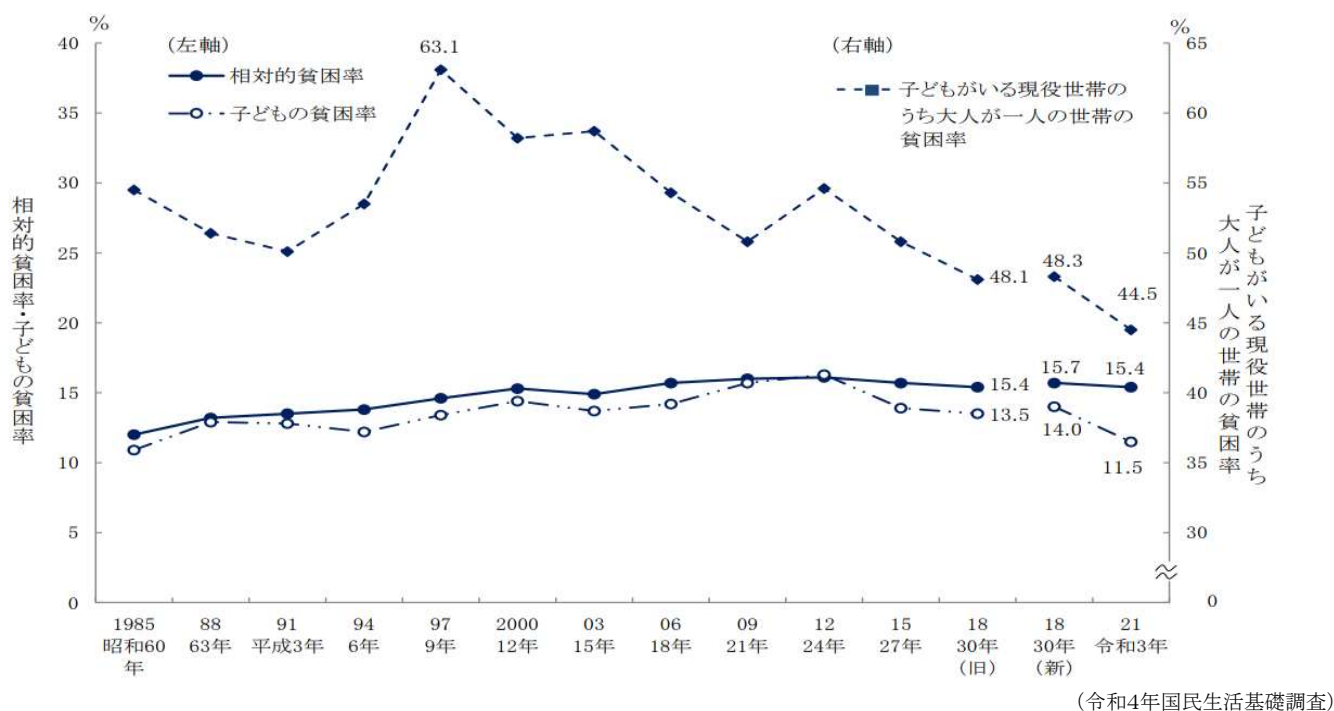
1 子どもの貧困に係る基礎データ

(1) 子どもの貧困率の推移

- ・ 9人に1人の子どもが貧困世帯で暮らす
- ・ ひとり親世帯の約半数は貧困世帯

「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は、前回調査(平成30年)では15.7%であったものが令和3年は15.4%と改善し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの相対的な貧困率も14.0%から11.5%と、前回調査から改善している。

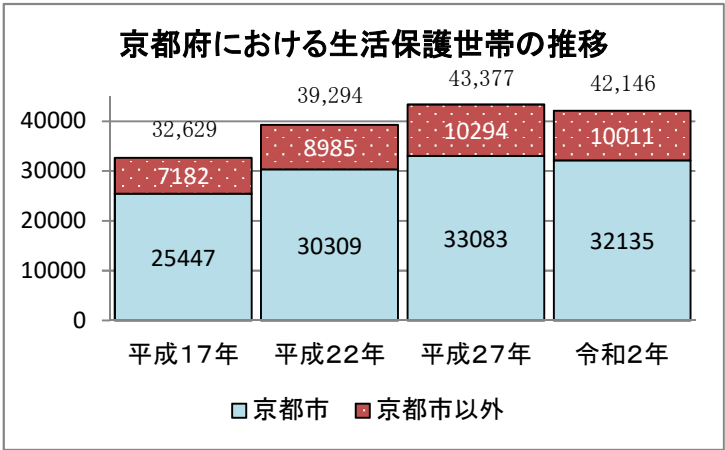
また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と前回調査の48.3%からやや改善したものの、全体の貧困率と比べて依然として高い水準となっている状況。



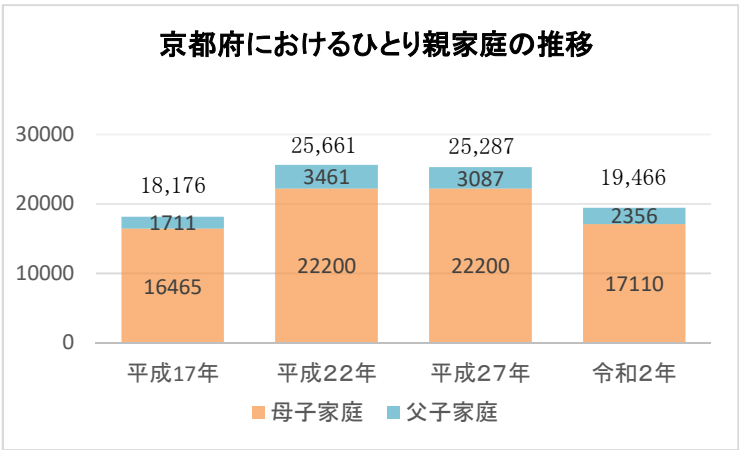
(2) 生活保護世帯・ひとり親家庭の世帯数について

- ・ 生活保護世帯・ひとり親世帯は、平成27年度からの5年間で減少傾向

府の生活保護受給者は、令和6年8月時点で5万2,205人、世帯数は4万1,323世帯、保護率は2.07%と、依然として高い水準となっている。また、京都府におけるひとり親家庭は平成27年からの5年間で減少している。



(京都府地域福祉推進課調べ)



(国勢調査)

2 ひとり親家庭の状況

(1) 就労収入

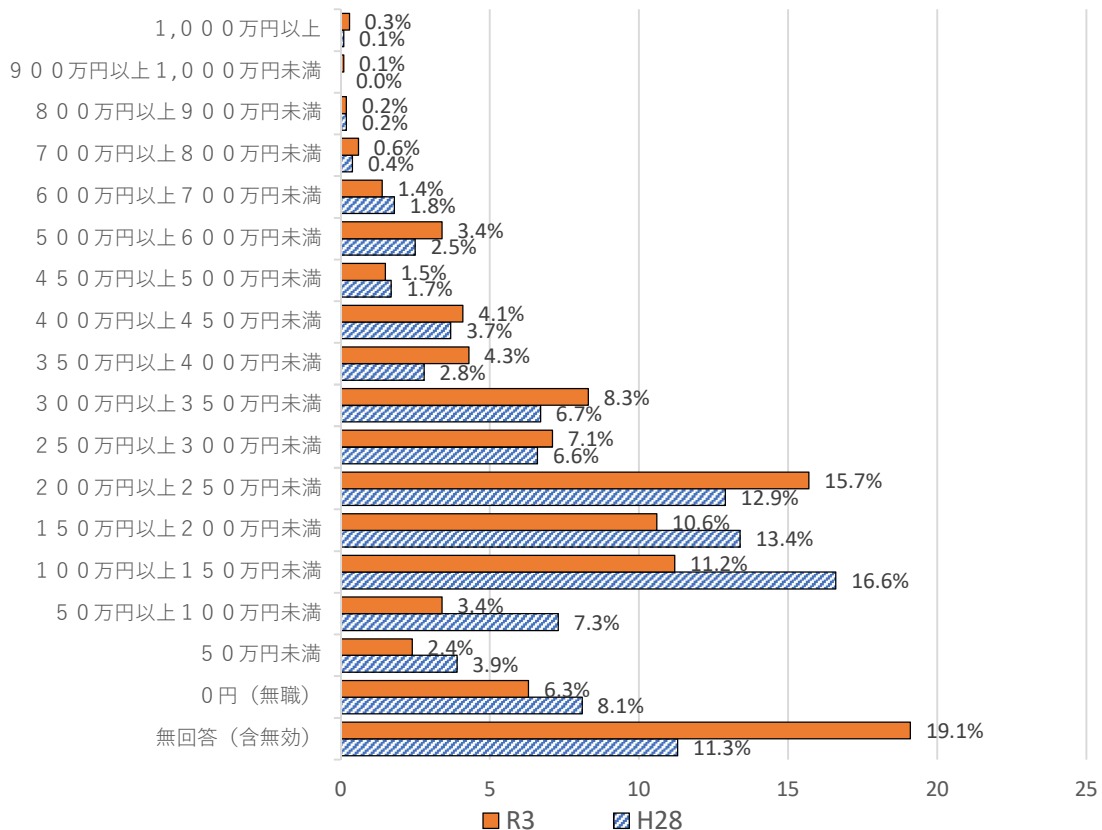
・ 母子家庭の約半数の就労収入が250万円未満

令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査によると、母子家庭の平均年間就労収入は243.2万円と、前回(平成28年度)から34.2万円増加したものの、就労以外の平均収入(手当等)58.2万円と合わせても301.4万円しかなく、また、250万円未満である世帯が49.6%と約半数を占めており、依然として厳しい状況にある。

また、父子家庭の平均就労収入(387.1万円)との差が約143.9万円あり、父子家庭と比べても母子家庭は特に収入が少ない状況にある。

→ 引き続き、就労収入の引き続き底上げを図るため、ひとり親家庭自立支援センターを中心に、就労支援を継続して行う必要がある。

母子世帯の年間就労収入

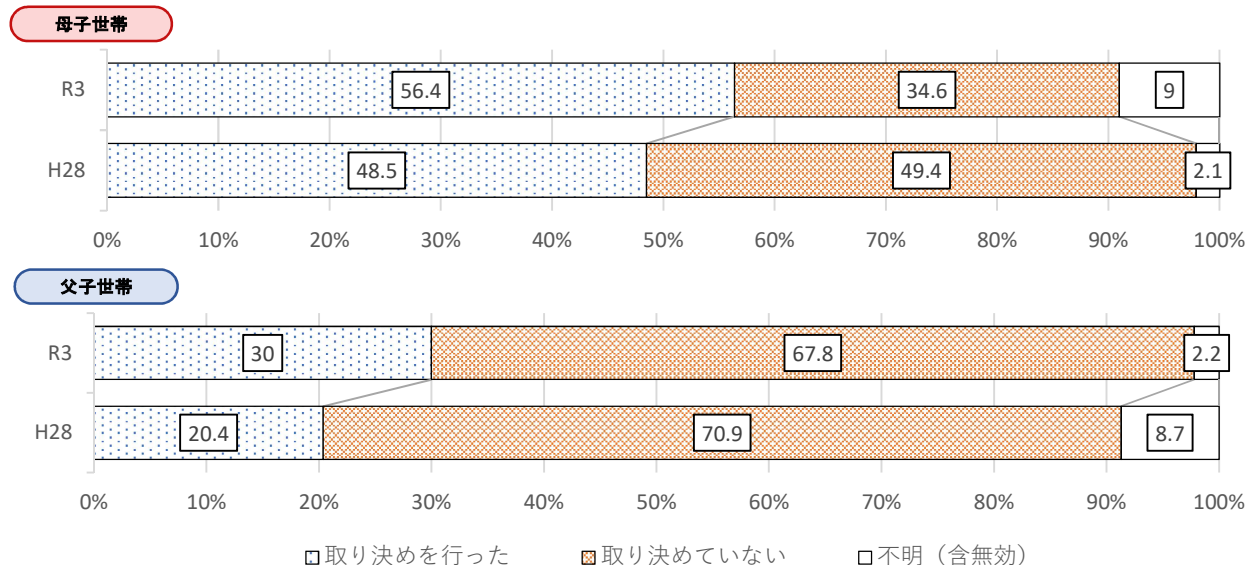


(京都府家庭・青少年支援課調べ)

(2) 養育費

・ 母子・父子ともに取り決めている割合が増加

養育費の取り決めについては、母子・父子ともに取り決めている割合が増加しており、母子で7.9%、父子で9.6%と前回(平成28年度)より増加している。
→ 取り決めている世帯は増加傾向にあるものの、養育費の確保は子どもにとって不利益が生じないようにするために重要な課題であり、法律相談の実施などを通じて引き続き支援が必要。



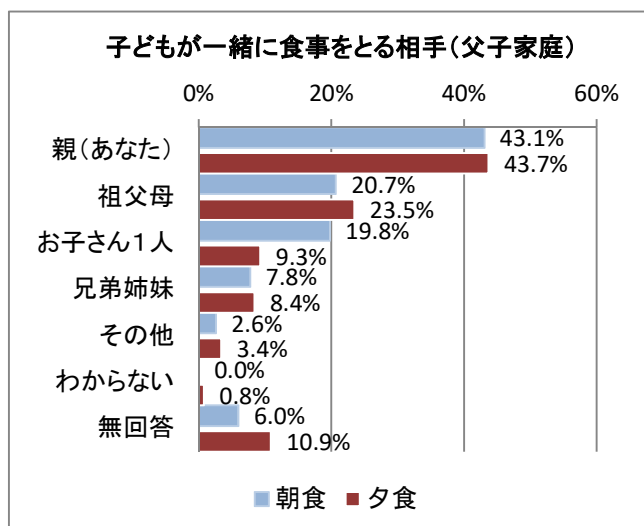
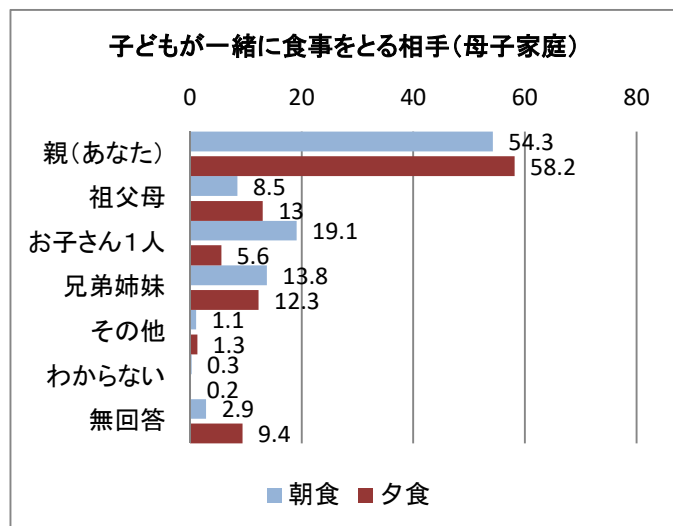
(令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査)

(3) 食事の環境

- ・ ひとり親家庭の子どもの4人～5人に1人が子どもだけで食事
- ・ ひとり親家庭の小・中学生の約25人に1人が夕食を1人で摂っている孤食の状態

子どもの食事相手について、ひとり親家庭では子ども1人または兄弟姉妹と回答した割合が朝食で約3割(母子32.9%、父子27.6%)、夕食で2割近く(母子17.9%、父子17.7%)となっており、子どもの4～5人に1人が子どもだけで食事をしている状況で、前回(平成28年度)の5人に1人より深刻化している。そのうち末子が小・中学生の家庭で、夕食を子ども1人で食べている割合は母子4.0%、父子4.6%となっており、小・中学生の約25人に1人が夕食を1人で摂っている孤食の状態にあり、こちらも前回(平成28年度)の40人に1人よりも深刻化している。

→ 孤食の状態がさらに深刻化している状況であり、きょうとこどもの城づくり事業を中心に、地域で支える仕組みづくりを行っていく必要がある。



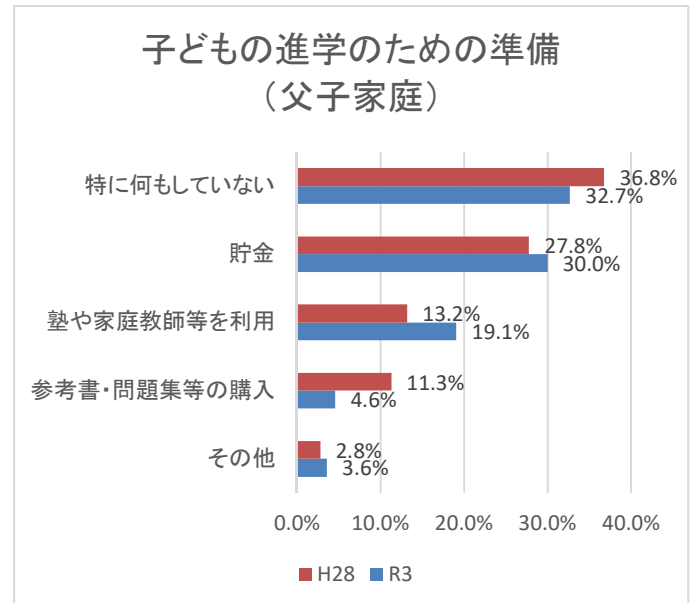
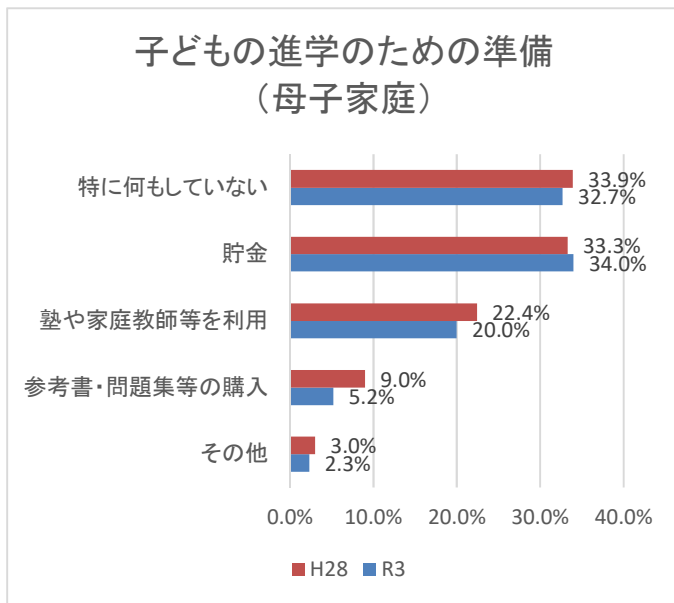
(令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査)

(4) 子どもの進学のための準備

- 主に経済的な理由により、母子・父子家庭の3割以上が子どもの進学のための準備をしていない状況

子どもの進学のための準備について、母子・父子世帯の3割以上(母子32.7%、父子32.7%)が特に何もしていない状況であり、前回(平成28年度)からほぼ変化していない。その理由として、大半の世帯が経済的に厳しいためと回答(母子84.6%、父子58.3%)しており、前回結果(母子88.7%、父子70.5%)からやや改善しているものの、大きな変化はない状況。

→ ひとり親家庭の経済的な厳しさが依然として見られることから、修学に係る授業料の支援や給付型の奨学金などの経済的支援を引き続き実施する必要がある。



(令和3年度京都市母子・父子世帯実態調査)

3 貧困が及ぼす子どもへの影響

(1) 就学前

- 保育所等への入所状況は、前回結果から横ばい

子どもが保育所等に入所できない母子世帯の割合は令和3年度で2.9%となっており、前回調査(平成28年度)から横ばいとなっている。

→ 入所状況については、前回から大きな変化はないが、子育て当事者が子どもを安心して育てることができるよう、引き続き保育環境の整備を推進する必要がある。

【幼稚園・保育所 利用状況】

(単位: %)

	母子家庭		父子家庭	
	令和3年	平成28年	令和3年	平成28年
幼稚園	10.2	8.6	0.0	7.1
保育所	78.4	79.2	80.0	85.8
無認可保育所	1.2	1.0	0.0	0.0
保育所に入所できない	2.9	2.0	0.0	0.0
通園していない	7.3	9.2	20.0	7.1

(京都市家庭・青少年支援課調べ)

(2) 小・中学生

・ 家庭の経済状況が学力に影響

小・中学生を対象にした「全国学力・学習状況調査」の学力テストの結果において、年度によって差の増減はあるものの、全ての教科で経済的に困難な家庭の子どもの正答数が府全体を下回っている傾向は変わっていない。

中学校卒業生徒の主な進路状況についても、経済的に困難な家庭の子どもの全日制高校への進学率が府全体より低い状況は変わっていない。

一方で、経済的に困難な家庭の子どもであっても、生活習慣・学習習慣が身につけていれば正答数が平均を上回る傾向が見られる。

→ 経済的に困難な家庭の学力や進学率が府平均を下回る状況は変わっていないことから、引き続き生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るきめ細やかな支援が必要。

(注) 1 府内の公立小中学校には、京都市立学校は含まない。

2 経済的に困難な家庭とは、要保護家庭(生活保護世帯)と準要保護家庭(市町(組合)教育委員会が要保護家庭に準じる程度に経済的理由で就学困難と認めた家庭。)

「全国学力・学習状況調査」における学力テストの状況(令和元年度・5年度の結果)

◇学力テストの平均正答数

○ 小学校6年生

(単位:問)

	国語		算数	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	5.5	7.1	6.7	6.2
準要保護家庭の子ども	7.6	8.1	8.0	8.6
府全体	9.1	9.6	9.5	10.2
【問題数】	14	14	14	16

○ 中学校3年生

(単位:問)

	国語		数学	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	4.1	7.5	5.2	5.6
準要保護家庭の子ども	6.3	9.3	7.7	6.6
府全体	7.3	10.6	9.7	7.7
【問題数】	10	15	16	15

(注) 府内の小中学校から各20校抽出し集計

(京都府教育委員会調べ)

◇府全体の平均正答数を1とした指数による状況の比較

○ 小学校6年生

	国語		算数	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	0.60	0.74	0.71	0.61
準要保護家庭の子ども	0.84	0.84	0.84	0.84
府全体	1.00	1.00	1.00	1.00

○ 中学校3年生

	国語		数学	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	0.56	0.71	0.54	0.73
準要保護家庭の子ども	0.86	0.88	0.79	0.86
府全体	1.00	1.00	1.00	1.00

(京都府教育委員会調べ)

◇中学校卒業生徒の主な進路状況

(令和元年度中学校3年生及び令和5年度中学校3年生)

(単位: %)

		京都府		要保護家庭 の子ども		準要保護家庭 の子ども	
		R元	R5	R元	R5	R元	R5
高等学校等へ進学した者		99.1	99.0	92.4	94.2	98.2	98.4
高校	全 日 制	92.1	90.4	69.0	68.6	87.3	83.7
	定 時 制	1.5	1.6	4.8	7.0	2.6	3.4
	通 信 制	3.1	5.3	11.0	12.8	5.2	9.4
特別支援学校高等部		1.3	0.9	7.6	5.8	2.7	1.8
高 等 専 門 学 校		1.1	0.8	0.0	0.0	0.4	0.1

(注) 府内の全公立中学校(京都市立を除く) 悉皆調査

「高等学校等へ進学した者」とは、高等学校(全課程)、特別支援学校高等部、高等専門学校へ進学した者

(京都府教育委員会調べ)

(3) 高校生

・ 家庭の経済状況が高校等での中退率と大学等進学率に影響

経済的に困難な家庭の高校生等の状況を見てみると、府全体と比べて中退率が高く、大学等進学率にも大きな差が見られる。この要因の一つとして、中学校卒業時において、学力や基本的な生活習慣の定着に課題があることなどが考えられる。

→ 経済的に困難な家庭の進学率は依然として厳しい状況であることから、引き続き、きめ細かな学習支援により高校等中退を防止し、希望進路の実現と社会的自立につなげる取組が必要。

(注) 経済的に困難な家庭とは、生活保護世帯を示す。

令和4年度高等学校等生徒状況一覧

(単位: %)

	生活保護世帯	【参考】 京都府内高等学校
高等学校等中退率	1.5 (※1)	1.3 (※3)
大学等進学率	54.4 (※2)	84.7 (※4)

※1 厚生労働省社会・援護局保護課調べ 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)及び高等専門学校

2 厚生労働省社会・援護局保護課調べ 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者のうち、その年度の翌年度に大学、短期大学、専修学校又は各種学校に進学した者の割合

3 令和4年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省) 国公立高等学校(全日制・定時制・通信制)

4 令和5年度学校基本調査(文部科学省) 国公立高等学校(全日制・定時制・通信制)を卒業した者のうち、その年度の翌年度に大学、短期大学、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科又は専修学校専門課程に進学した者の割合

4 多様な困難を抱える者

① 虐待

・虐待通告件数は近年増加傾向

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、将来的な貧困にもつながる可能性がある。近年の虐待通告件数は増加傾向にある。

→ 通告件数は増加傾向にあることから、虐待の未然防止から再発防止に至るまで、総合的に取組を進める必要がある。

京都府児童相談所における児童虐待通告等

※児童相談所が虐待通告を受け付けた件数

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数(件)	2,547	2,448	2,576	2,721	2,673
前年度比	121.1%	96.1%	105.2%	105.6%	98.2%

② 社会的養護

・児童養護施設の子どもの大学進学率は低い状況

社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえると、将来的な貧困にもつながる可能性がある。

京都府の児童養護施設の子どもの大学等進学率は、40%と厳しい状況となっている。

→ 社会的養護経験者が将来的に困難に陥ることがないように、相談支援や自立に向けた支援を進める必要がある。

児童養護施設の子どもの進学率

	京都府	全国
中学校卒業後	100%	97.7%
高校等卒業後	40%	38.6%

※こども家庭庁「児童養護施設等入所状況調査」(令和4年5月1日時点)

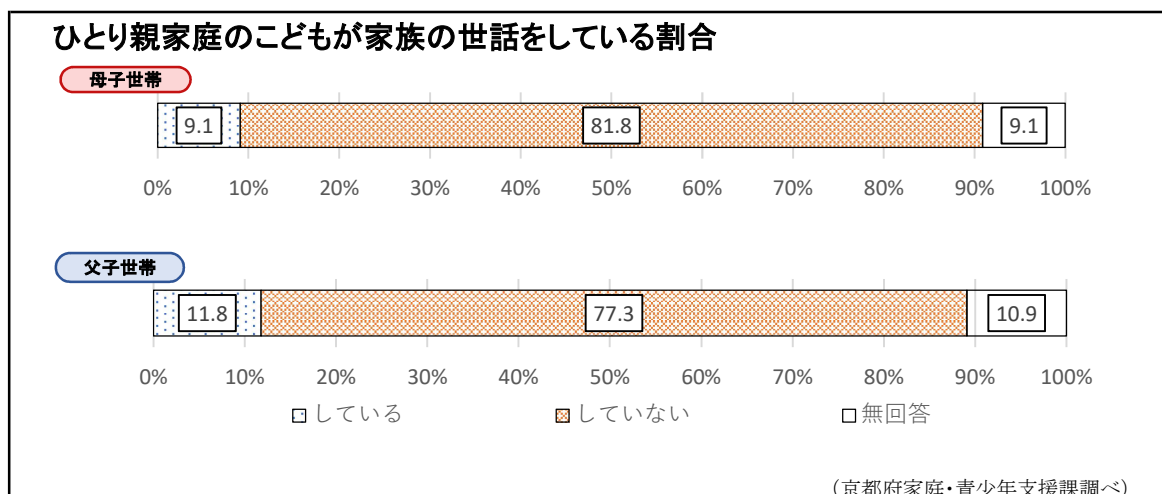
③ ヤングケアラー

・家族のお世話をするヤングケアラーと考えられる子どもが一定数存在

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーは、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出るなど、個人の権利に重大な侵害が生じる可能性があり、将来的な貧困にもつながる可能性がある。

府のひとり親家庭を対象にした実態調査でも、約1割(母子9.1%、父子11.8%)の子どもが日常的に家族の世話をしており、国調査の中高生全体(4~6%)と比べ高い傾向となっている。

→ 家族のケアを行っている子どもが一定数いることを踏まえて、京都府ヤングケアラー総合支援センターを中心に相談支援などを通じて、早期発見・早期支援につなげる必要がある。



Ⅳ 重点施策

京都府においては、**全**ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に関する重点施策を、「連携推進体制の構築」、「ライフステージを通した子どもへの支援」、「ライフステージ別の子どもへの支援」、「子育て当事者への支援」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を柱として京都府独自の施策を含め、総合的・効果的に推進していきます。

1 連携推進体制の構築

【施策の方向性】

- ・学校を起点として、行政、教育機関、地域のNPO、民生・児童委員等関係団体が一丸となり、それぞれの役割において経済的に困難な家庭の子どもへの支援に取り組めます。
- ・だれ一人取り残されることなく、**全**ての子どもに支援が届くよう、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、オール京都体制で取組を進めます。

【具体的な取組】

(1) 地域における教育と福祉の連携体制の強化（学校プラットフォーム）

- 学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
 - ・「まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）」を学校組織に適切に位置付け、教職員と協働することで、困難な状況にある子どもを早期に把握するとともに、福祉関係機関や**地域の支援団体等**と連携し、必要な支援につなげる体制の充実を図ります。
- 人材育成の推進
 - ・まなび・生活アドバイザーがスクールソーシャルワークの視点で支援を行う際の対応力向上のための研修を充実させるとともに、スーパーバイザーによる指導を行い、資質の向上を図ります。
 - ・あわせて、支援を必要とする児童生徒へ早期に対応するため、教職員に対する研修体制の推進を図ります。
- 学校と地域による総合支援
 - ・小中学校に配置・派遣するまなび・生活アドバイザーと福祉関係者が核となり、NPOや自治会、民生・児童委員等の福祉関係者により、子どもの学習・生活に関わる様々な環境を改善するためのネットワークを構築します。

(2) 関係機関・団体の連携推進

○ 市町村における子どもの貧困対策窓口構築の推進

- ・ 支援を要する子どもや家庭からの子どもの貧困に関する包括的な相談窓口の構築を推進するため、市町村の子どもの貧困対策推進計画の策定支援を通じた体制確保や、子育てに困難を抱える家庭も含めて支援を行うこども家庭センターの設置推進など、市町村における支援体制整備が進むよう努めます。

○ 地域ネットワークの強化

- ・ 保健所・市町村・教育機関・NPO法人等の連携をより強化するため、福祉圏域におけるネットワークの強化を図り、子どもの貧困に係る情報共有等を促進し迅速に課題解決を図ります。

また、それぞれの機関において、必要に応じて市町村要保護児童対策地域協議会等と情報共有が可能となる仕組みを検討します。

○ きょうとこどもの城づくり事業の推進

- ・ 子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を図り、福祉施策への入り口となるこどもの居場所や子ども食堂の立ち上げや運営支援を行い、府内全域で身近な地域における貧困対策が展開されるよう推進します。

また、こどもの居場所や子ども食堂などが、学校の長期休業中も含めて子どもたちへの食事提供の役割も担うなど、子どもが健やかに成長できるよう取組を進めます。

- ・ 食材の安定供給のための「きょうとフードセンター」の機能強化や人材確保の支援などを通じて、NPO等の団体が持続的な取組を進められるよう推進します。
- ・ こどもの城づくり事業において、保健所や市町村、教育機関、地域の拠点となるNPO団体等が中心となり、地域におけるネットワーク構築に加え、こどもの居場所や子ども食堂の開設・運営に係る支援等を行うことで、地域の実情に応じた貧困対策が展開されるよう推進します。
- ・ 当事者や支援者同士の交流について促進するために、こどもの居場所実施団体同士の意見交換等を通じて、好事例の共有を図り、子どもたちや支援者同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進めます。

○ 市町村支援の充実

- ・ 子どもの貧困対策に取り組む市町村に対して、計画策定及び支援施策の推進に向けた助言及び支援の充実を図ります。

○ 連携支援

- ・ 保育・幼児教育の質の向上を図るため、府内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの機能を充実させるとともに、公私立幼稚園・保育所・認定こども園を通じた協働ネットワークの構築を推進します。

- ・ 若者が就職後に社会人として必要な経験を積み、社会的・職業的に自立ができるよう、学校等が実施するキャリア教育をオール京都体制で支援します。

2 ライフステージを通じた子どもへの支援

年代に**かか**わらず多様な課題を抱えた**子**ども・若者に対して一体的に支援を行うため、ライフステージを通じた施策を推進します。

【施策の方向性】

- ・ 課題を抱える**子**ども・若者に対し、教育と福祉の**連携のもと**、専門人材の配置や相談窓口の設置等を通じて、相談から適切な支援につなげるための仕組みを構築します。
- ・ 支援を要する個別課題を抱える**子**ども・若者に対し、関係機関が連携して早期発見・早期支援に**取り組む**とともに、社会への適応を支援します。

【具体的な取組】

(1) 適切な支援につなげるための体制整備

- まなび・生活アドバイザー等学校における人材の充実
 - ・ 多様な課題を抱える児童生徒や家庭にきめ細かな支援ができるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワークの視点で支援を行うまなび・生活アドバイザーなど、教員以外の専門スタッフの配置拡充を進めます。
 - ・ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度につなげていくように、まなび・生活アドバイザーの配置を推進し、福祉事務所や児童相談所等と連携して子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。
- 支援を必要とする**子**ども・若者への相談支援体制の充実
 - ・ 学校不適應や不登校など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援相談センターの運営支援を通じて、修学継続のための環境を整えます。
 - ・ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てや子どもとの関わり方などの家庭教育に関することに不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して、適切な支援が行われるよう各種相談窓口の設置や学校への支援体制を充実します。
 - ・ SNS等を活用し、子ども自身がSOSを発信できる仕組みや相談窓口等の情報を入手できる仕組みを構築し、高校中退者や中卒者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもたちにもアクセスが可能な個別の課題に応じた福祉分野の相談窓口を設置し、支援につながる仕組みづくりを進めます。

- ・ 複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあり、既存制度では解決困難な課題に対応するため、市町村における相談者や内容の属性に**かか**わらず、包括的に支援する体制の構築を促進します。

○ 子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化

- ・ 各種支援制度について、中高生にもわかりやすく広報を行うとともに、児童生徒が進路等を検討する際に案内するなど周知に努め、教育と福祉が連携したきめ細かな支援に努めます。

(2) **子**どもの貧困に対する理解促進

○ 社会全体で子育てを支援する風土づくりの推進

- ・ 家庭や地域の絆、子どもを慈しみ**育**むことの大切さ等について啓発することにより、子育てや家庭生活が尊重され、社会全体で子育てを支援する風土づくりを推進します。

○ **子**どもの貧困問題と、その背景にある課題への理解促進

- ・ 子どもの貧困問題に関して、その背景にある社会的要因を含め、課題に対する理解を深めるための研修や学習を実施し、地域や社会全体で課題を解決する意識の醸成を図ります。

(3) 個別の課題に対する支援

○ 虐待防止への支援

- ・ 急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に至るまで、一貫した施策を総合的に推進します。

○ 社会的養護を必要とする子ども・若者への支援

- ・ 施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係のもとで育つことができるよう、児童養護施設等における家庭的養護や里親制度を推進します。
- ・ 社会生活や進学等に不安や孤立感を抱える児童養護施設退所児童等に対し、退所前から施設と連携しながら相談・支援を行うとともに、関係団体等と連携し、気軽に相談できる居場所を設置するほか、生活資金や家賃等の貸付けの活用など、自立した社会生活に向けて支援します。

○ ヤングケアラーへの支援

- ・ 学校と連携した広報啓発による認知度向上の取組をはじめ、市町村と協働したヤングケアラーの実態調査の実施や、京都府ヤングケアラー総合支援センターを中心に、相談支援や、関係機関向けの研修、市町村の支援体制整備の支援を行う

とともに、当事者同士のピアサポートを推進します。

○ ひきこもりの子ども・若者への支援

- ・ ひきこもりの早期把握、相談支援、社会適応訓練等を実施し、ひきこもり当事者の社会適応、自立までを一体的に支援します。

○ 多様な困難を抱える子ども・若者への支援

- ・ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止を図ります。
- ・ 非行等の問題を抱える若者に対して、一人ひとりに適した支援プログラムによる寄り添い型支援や、青少年支援団体等と連携した居場所づくりの推進により、非行再犯防止を図ります。
- ・ 外国につながりを持つ子どもや精神疾患を抱える子どもなど様々な状況にある子どもが、将来貧困につながることはないよう、総合的に取組を推進します。

3 ライフステージ別の子どもへの支援

子どもの成長段階や学力に応じた適切な支援を行うため、ライフステージに応じた施策を推進します。

就学前

【施策の方向性】

- ・ 市町村と連携して、妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、経済的に困難な家庭の早期把握に努めます。
- ・ 就学前の早い時期での支援につなげるために、保育士や幼稚園教諭等に係る人材確保と質の向上を図ります。

【具体的な取組】

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

○ 市町村の母子保健・福祉施策との連携

- ・ 妊娠から子育てまで切れ目のない支援を社会全体で進めるとともに、家庭の経済状況に かかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、市町村のこども家庭センターの設置・運営の支援を行うとともに、妊娠期からの伴走型相談支援や乳幼児健康診査等を通じ、困窮世帯やハイリスク家庭の早期発見と福祉への連携体制を構築します。

○ 妊娠から子育てまでの包括支援

- ・ 乳児のいる全ての家庭へ訪問（乳児家庭全戸訪問）し、早期に養育環境の把握に努めるとともに、養育支援が必要な場合には、保健師等による家庭訪問、養育等に関する指導・助言など、市町村の取組を支援します。
- ・ 健診未受診等で所在が確認できない児童等については、早期の状況把握・所在確認を行い、迅速な対応が行えるよう必要な支援を行います。
- ・ 市町村こども家庭センターにおいて、支援を必要とする家庭にきめ細かな支援を提供できるよう、助産師等による専門的支援や子育て経験者等による家事や育児の支援等の子育て支援事業の従事者を対象とした資質向上・養成研修を実施します。
- ・ 若年妊婦、予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診など継続支援が必要な妊婦を早期に把握し、医療機関との連携・情報共有システムの更なる充実・強化を図るとともに、きょうと子育てピアサポートセンター、市町村、NPOが連携し相談体制の充実を図ります。

(2) 保育・幼児教育の充実

○ 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化

- ・ 幼児教育アドバイザーの配置等により、保育・幼児教育の質の向上を図るとともに、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携を強化します。

○ 保育所・認定こども園・幼稚園等の受け皿の整備

- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園等の整備を計画的に進めるとともに、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保を図ります。

○ 保育人材等の確保・質の向上

- ・ 全ての子どもが、質の高い保育・幼児教育を受けられるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対し研修を行うなど、更なる資質の向上を図ります。
- ・ 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、学生に保育士や府内の保育所等の魅力を伝える取組強化や、教育・保育経験者の再就業や定着のための支援を行います。
- ・ 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等による保育所・認定こども園等での就業環境の整備促進、養成校等への働きかけや府域でのマッチングを推進します。

○ 子育て環境の整備

- ・ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、保育所等の整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組みます。

- ・ こども家庭センター等と連携して家庭教育に悩みや不安を抱える家庭を早期に把握し、幼児期から就学後まで、地域の力を活用した切れ目のない支援を行います。

小・中学生期

【施策の方向性】

- ・ 小学生に対しては、早い段階から生活習慣の確立と学習習慣の定着を行い、中学生に対しては、高校進学に向けての学習支援を中心に取り組みます。
- ・ 不登校やひきこもり等の支援が届きにくい子どもたちや保護者に対する支援に取り組みます。
- ・ こどもの居場所などNPO法人等の地域団体と連携して、身近な場所できめ細かな学習支援や生活支援等に取り組み、学校教育に限らない多様な教育の機会や体験の場を確保できるよう推進します。

【具体的な取組】

(1) 学校における学習・個別支援の充実

○ 学習支援・個別支援の実施

- ・ 小学校入学時の子どもの生活状況等を把握し、一人ひとりに応じた指導・支援を継続的に実施します。
- ・ 小学校段階におけるつまずきをなくすため、放課後等に学習する機会を設けるなど、きめ細かな学習支援を実施します。
- ・ 児童生徒一人ひとりの伸びと変容を把握し、個々の児童生徒に最適な指導・支援をすることで、児童生徒一人ひとりの学ぶ意欲や可能性を最大限に引き出す取組を推進します。
- ・ あこがれのスポーツ選手などと対面したり、素晴らしい音楽や演劇等に触れたりするなど、子どもの様々な夢の実現を応援する取組を推進します。
- ・ 子どもたちが、農作業や調理等の体験をすることで、食に関心を持ち、食とふれあい、食べ物への感謝の心を育む実践型の食育に取り組みます。
- ・ 中学校入学後の早い時期からの実施を含めて、基礎学力の充実と希望進路の実現に向けた補充学習の実施など、子どもの学力の更なる向上を図る取組を推進します。
- ・ 中学校卒業までを見通して全ての子どもの主体性を育むため、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に取り組みます。
- ・ 学習に課題を抱える子どもに対して、教職を目指す大学生やボランティア等が学習を支援する取組を実施します。

○ 不登校児童生徒への支援の充実

- ・ 不登校児童生徒への支援を充実するため、市町村が設置する教育支援センター（適応指導教室）に専門職員を配置する等、機能充実を図るとともに、デジタルツールなどを活用して児童生徒の心身の変化を早期に把握し、早期支援につなげられるよう取り組みます。
- ・ ひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、脱ひきこもり支援センター（早期支援特別班）が学校や市町（組合）教育委員会と連携し、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を実施します。
- ・ 不登校傾向のある児童生徒に対し、学校内での居場所づくりや小中学校での切れ目のない支援体制の構築を推進します。
- ・ 不登校等教室に入りにくい児童生徒に対し、ＩＣＴを活用した学力保障の取組を実施します。

(2) 地域における支援の充実

○ 地域で子どもを支える支援体制の充実

- ・ **子**ども・若者の健やかな成長につながる体験活動について、地域団体等とも連携し、機会の充実を図ります。
- ・ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やＮＰＯ等と連携し、放課後児童クラブの整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組みます。
- ・ ＮＰＯや自治会等と連携を図り、様々な課題を抱える子どもが、平日の放課後等に身近な集会所等において学習できる環境づくりを推進します。
- ・ ＮＰＯ等と連携を図り、小学生とその保護者が一緒に調理することを通じ、食生活や食習慣の大切さを学ぶ**食育**の機会の充実を図ります。
- ・ 府の支援を受けてこどもの居場所づくり、子ども食堂等を行う団体に図書の出借を行うなど、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組を推進します。
- ・ 不登校の子どもに対し、フリースクール等関係機関と連携して学習支援や読書支援を行うなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
- ・ 不登校傾向にある子どもに対し、関係機関と連携して野外活動等様々な体験の場を提供します。
- ・ 社会福祉法人が実施する地域の子どもたちに対する地域貢献活動等を支援することで、地域共生社会の実現を目指します。

○ きょうとこどもの城づくり事業の推進（再掲）

- ・ 子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を図り、福祉施策への入り口となるこどもの居場所や子ども食堂の立ち上げや運営支援を行い、府内全域で身近な地域における貧困対策が展開されるよう推進します。

また、こどもの居場所や子ども食堂などが、学校の長期休業中も含めて子どもたちへの食事提供の役割も担うなど、子どもが健やかに成長できるよう取組を進めます。

- 食材の安定供給のための「きょうとフードセンター」の機能強化や人材確保の支援などを通じて、NPO等の団体が持続的な取組を進められるよう推進します。
- こどもの居場所等を通じて、子どもたち同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進めます。

高校生期以降

【施策の方向性】

- 中途退学の防止、希望進路の実現のために、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな学習支援と学習環境の整備、キャリア教育に取り組みます。
- 大学・企業や就労支援関係機関と連携し、若者の就職の定着や社会的自立に向けた相談体制の構築、就労支援に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 学校における学習支援や学習環境の充実

○ 学習支援・個別支援の実施

- 学習等に課題を抱える生徒が将来に夢や希望を持てるように、自律的な学習を支援するとともに、基礎学力補習や進路補習の取組を行うことにより学力向上を図ります。
- 勤労青少年の高等学校への就学の機会を保障するとともに、働きながら学ぶ生徒の健康の保持増進を図るため、夜間学校給食を推進します。
- 義務教育段階の学び直しが必要な生徒に対して、退職教職員等が学習をサポートし、修学を継続するための支援を行います。
- 教育の機会均等を図るため、高校等中途退学者の学び直しに係る授業料を支援します。
- 不登校経験がある生徒や特別な支援を要する生徒など、多様な学習ニーズに対応するとともに、様々な将来の進路選択等に応じていくため、京都フレックス学園構想に基づく昼間定時制高校や全日制課程における柔軟な教育システムの充実に図ります。
- 学習に課題を抱える子どもに対して、教職を目指す大学生やボランティア等が学習を支援する取組を実施します。

- 不登校生徒への支援の充実
 - ・ ひきこもりがちな不登校生徒に対して、脱ひきこもり支援センター（早期支援特別班）が学校等と連携し、不登校生徒の個々の状況に応じた支援を実施します。
 - ・ 不登校等教室に入りにくい生徒に対し、ＩＣＴを活用した学力保障の取組を実施します。

（２）若者への進路・就労支援の充実

- キャリア教育の推進
 - ・ 生徒が自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、キャリア・パスポートなどを活用し進路意識の醸成を図るとともに、地域と連携して体験的な学習やライフデザインを考える学習を進めるなど、個々の状況に応じた支援を行います。
 - ・ 若者が就職後に社会人として必要な経験を積み、社会的・職業的に自立ができるよう、学校等が実施するキャリア教育をオール京都体制で支援します。（再掲）
- 就職支援員の配置
 - ・ 高校に就職支援教員を配置し、就職希望生徒に対する就職相談や求人事業の開拓等を行い、就職を支援します。
- 特別支援学校の生徒への支援
 - ・ 特別支援学校の生徒を対象に、外部機関等と連携し清掃や接客など４分野の職種別技能を客観的に評価する京しごと技能検定を実施することで、職業的自立と就労意欲の向上を目指します。
- 若者の自立に向けた伴走支援
 - ・ 自立就労サポートセンターを通じた定時制・通信制高校生や高校中退者の就労支援を進めます。
- 若年者等の円滑な就業とスキルアップを一貫支援する取組
 - ・ 不本意ながら非正規雇用で就労されている若年者等に対し、需要過多にある専門性の高い職種へのキャリアチェンジをサポートするため、専門訓練受講予定の段階で、専門人材を求める企業とマッチングし、就職してから訓練受講する支援プログラムにより、安定雇用化を促進します。
- 若者に対する就職・定着支援の推進
 - ・ 若者がその希望と能力に応じた職業に就くことを促進するため、「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づき、若者の就職・定着支援をオール京都で実施します。

- 就労・奨学金返済一体型支援事業の推進
 - ・ 「就労・奨学金返済一体型支援事業」の推進により、奨学金返済支援制度に取り組む中小企業等を支援し、奨学金の返還を行う若者が安心して働ける企業を増やします。

4 子育て当事者への支援

【施策の方向性】

- ・ 貧困の連鎖を解消するために、家計を支える親の就労支援や子どもに対する就・修学に必要な経済的支援、社会的孤立を防ぐ取組を行い、子育て当事者家庭の生活基盤が安定するまで継続して支援します。

【具体的な取組】

(1) ひとり親家庭等への就業支援

- ひとり親家庭の親や子の安定した就労に結びつけるために、就職に有利な資格取得支援などの取組を進めます。
- ひとり親の自立及び福祉の向上を図るため、ひとり親家庭自立支援センターにおいて京都ジョブパーク等と連携した就労支援を行います。

(2) 子育てや就・修学等に係る経済的支援

- 高等教育無償化や給付型奨学金制度を活用した支援
 - ・ 高等教育の無償化制度や給付型奨学金制度を活用し、困難な状況にある家庭の子どもたちが安心して進学し、夢を実現できるよう支援を行います。
- 子育てに係る保護者の経済面の負担感を減らすための施策や多子世帯等△の支援の充実
 - ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、市町村が実施する3人目以降の0から2歳児の保育料免除事業及び保育所や認定こども園に通う3から5歳児の副食費支援事業を実施します。
 - ・ 安心して小児医療を受診できる体制を図るため、自己負担上限額の引き下げを実施した子育て支援医療助成制度を、安定的に維持していけるよう取り組みます。
 - ・ 全^ての子どもが安心して高校等での教育を受けられるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学のための給付金の充実を図るとともに、高等学校修学資金貸与や通学費補助制度等、経済的に困難な家庭への支援の充実を図ります。

- ・ 私立の高校生が安心して勉強に打ち込めるよう、全国トップレベルの「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」を充実します。
- ・ 経済的理由によって就・修学ができない状況が生じないように、子どものライフステージに応じた援護制度をまとめた冊子を作成するなど、その制度の周知を図ります。

(3) 生活基盤の安定のための支援

- ひとり親家庭に対する経済的支援及び総合的な取組の推進
 - ・ 貧困の連鎖を断ち切るため、所得の低いひとり親家庭に対して、児童扶養手当や福祉資金貸付金、給付型の奨学金等の経済支援策の充実を図るとともに、生活支援や就業支援など総合的な取組を推進します。
- 養育費確保の支援
 - ・ ひとり親家庭自立支援センターでの弁護士による無料の法律相談や市町村向けの養育費研修などの取組を通じて、養育費確保のための支援を推進します。
- ひとり親家庭の子どもの生活の質への支援
 - ・ ひとり親家庭等の子どもが親の就労環境により生活の質の低下につながらないように、市町村やひとり親家庭自立支援センター、地域団体等を通じて支援を図ります。
- 生活保護受給世帯に対する自立支援の推進
 - ・ 生活保護を受給されている方には、就労活動促進費、就労自立給付金等も活用しながら、一人ひとりに応じた就労支援を行い、着実に自立できるよう積極的な支援を行うとともに、生活に困窮されている方には、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等により自立支援の取組を進めます。
- 住宅確保の支援
 - ・ 生活困窮家庭やひとり親家庭に対して、住宅資金の貸付や給付等を行うことにより、生活の基盤構築の支援を行います。

(4) 社会的孤立を防ぐ取組の推進

- 親同士の交流や精神的負担軽減への支援
 - ・ 課題を抱える家庭の社会的孤立を防ぐため、親同士の情報交換や交流を図る取組の支援を行います。
 - ・ こどもの居場所や子ども食堂において、参加する家庭同士の交流や親への学び直しの支援などを行います。
 - ・ ひとり親家庭等の精神面での負担軽減を図るため、ひとり親家庭自立支援センターにおいて心理士による相談や離婚前後の相談支援を行います。

- 京都府ひとり親家庭「支援推進月間」の推進
 - ・ ひとり親家庭に対する支援施策の周知を図り、必要な支援につなぐとともに、ひとり親家庭の親や子が社会で孤立することのないよう、社会全体で見守り支える機運の醸成を図ります。

5 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

【施策の方向性】

- ・ 貧困の連鎖の解消を図るためには、子どもが置かれている貧困の実状を明らかにし、適切な対策を講じる必要があることから、実態把握の調査研究に取り組みます。

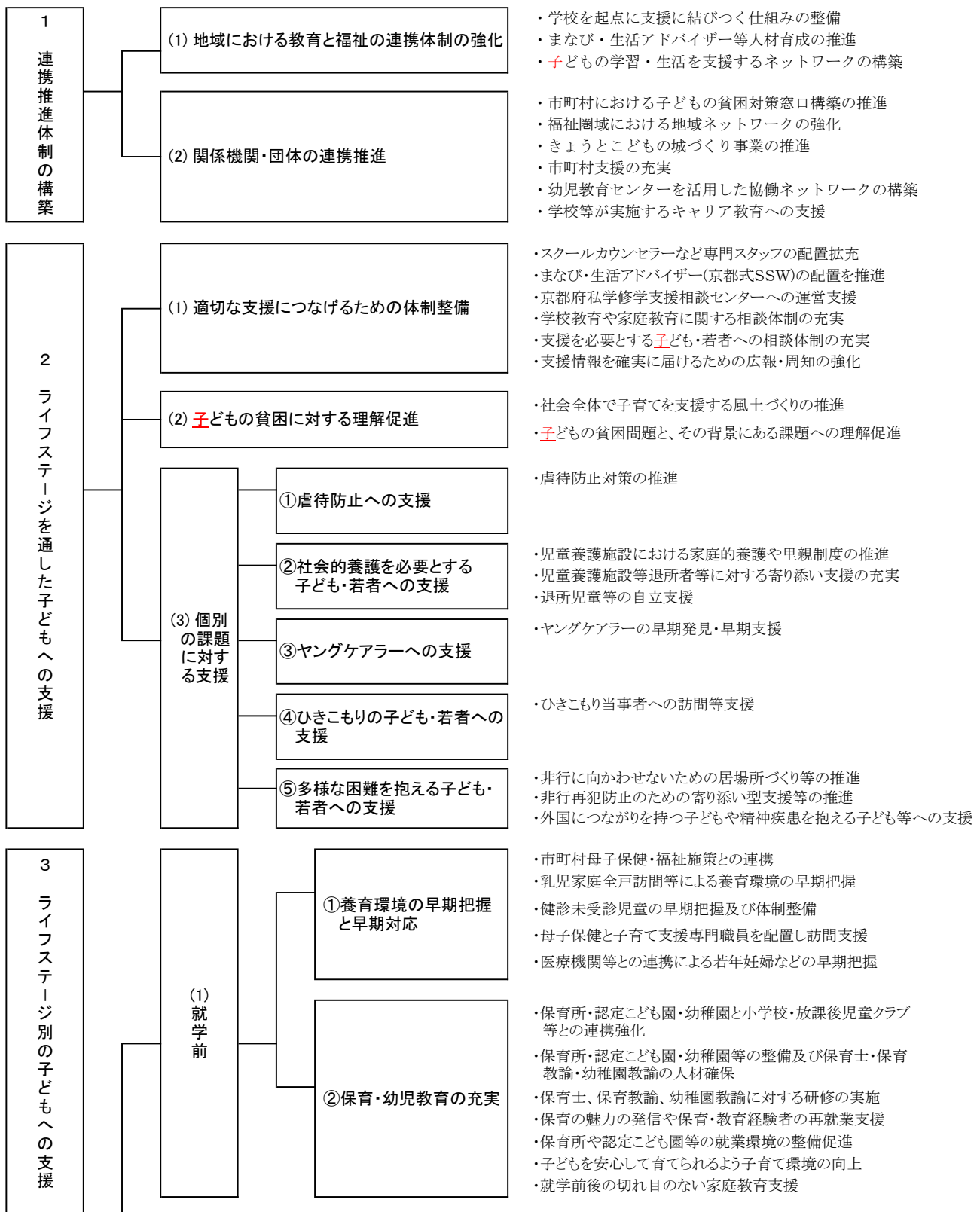
【具体的な取組】

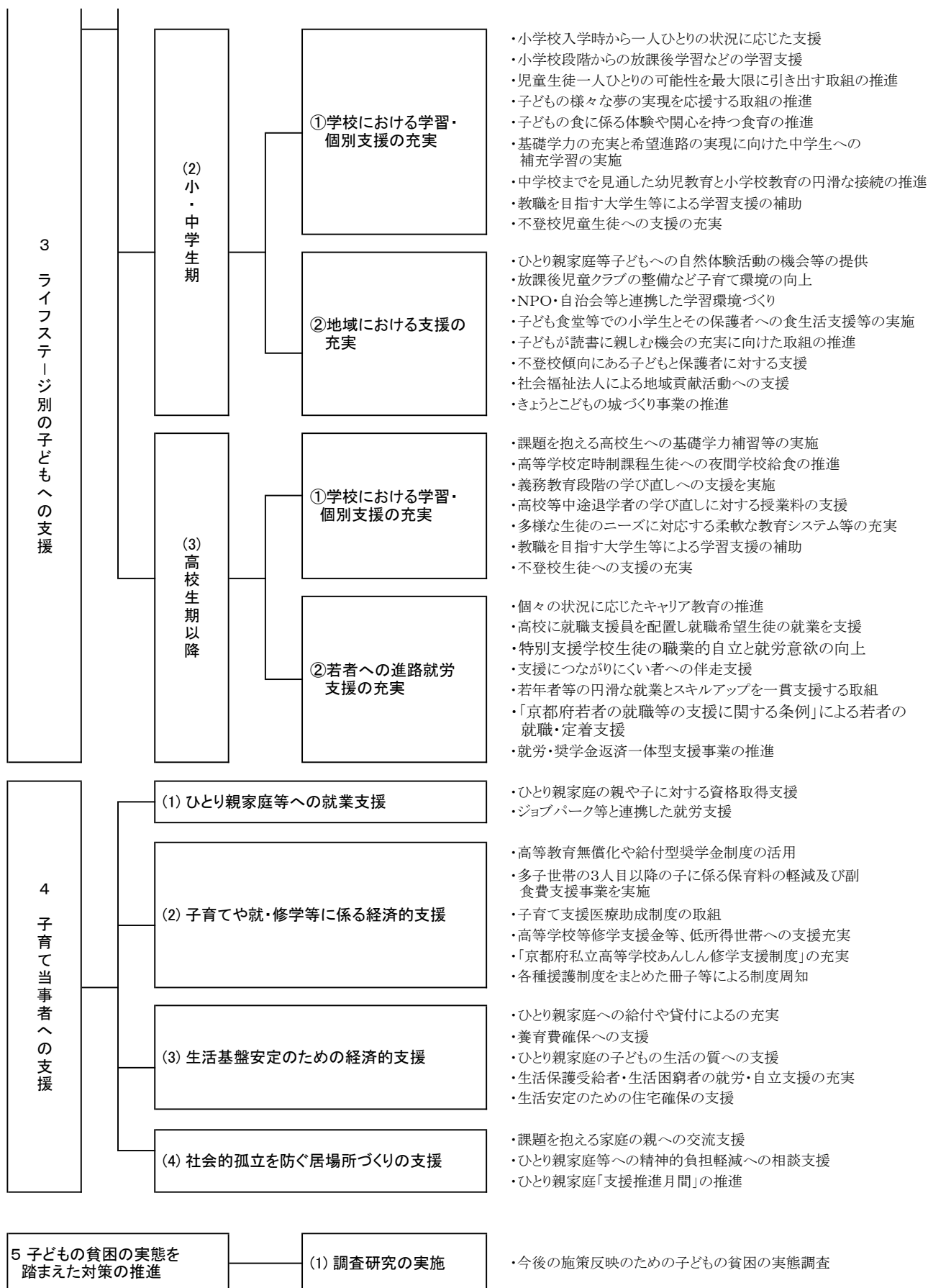
(1) 調査研究の実施

- 施策を適切に推進するためには、子どもが置かれている貧困の実状（生活や学力等）を適切に把握する必要があることから、実態把握の調査研究に取り組み、その分析を行った上で対策に活かします。

V 重点施策体系

◆重点施策の体系図 第3次計画（令和7年度～令和11年度）





Ⅵ 参考資料：用語解説

頁	用 語	解 説
2 4	相対的貧困率	可処分所得(直接税・社会保険料・資産・現物給付を除いた収入)を低い順に並べた場合の中央値(真ん中の順位の人)の所得)を算出する。その中央値の50%を貧困線とし、これを下回る所得しか得ていない世帯の割合
10 14	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者
11 13	まなび・生活アドバイザー	福祉関係機関等とのネットワークを構築することで児童生徒の環境を改善し、社会的自立につなげる者
12 16 17	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に一体的な相談支援を行う機関
12 19	きょうとフードセンター	食材提供団体等が社会福祉施設や流通業者等と連携し、子ども食堂や子どもの居場所等へ食材を届ける仕組みを構築し、ボランティアの養成等、子ども食堂等への人材の供給・育成を行う拠点
13 19 20	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
14	里親制度	親の病気や虐待等、様々な事情により、養育が困難となった児童を受け入れ、家庭的な環境の下での養育を提供する制度
16	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境の把握等を行う市町村事業
16	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育・保育施設への巡回・助言や研修等を行う者
18	教育支援センター	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む）を行う施設。府内18市町が設置
18 20	脱ひきこもり支援センター	ひきこもりの実態把握から社会適応、自立までを一体的に支援するための拠点として、平成29年4月に家庭支援総合センター内に設置。福知山総合庁舎内にサテライトを設置
18	フリースクール	一般にNPO等の民間団体が運営し、不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している施設。京都府では府内6施設を府認定フリースクールとして連携協力
19	京都フレックス学園構想	多様な生徒の学習ニーズに対応するため、柔軟な教育システムや社会的自立を支援する教育を柱とした構想
20	自立就労サポートセンター	長期間離職されている方や、様々な理由等によりただちに就労することが困難な方を対象とした自立就労支援拠点。 本人の状態に応じて相談から就職・定着までの包括的な支援、中間的就労や就労体験の受入先企業の開拓、福祉事務所等と連携した自立のための支援等を実施
21	就労・奨学金返済一体型支援事業	京都府内の中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等の負担額の一部を支援する事業
21	京都ジョブパーク	正規雇用の拡大をはかるため、若年者をはじめ、中高年齢者や女性、障害のある方等幅広い府民を対象に、ハローワークと一体になって、相談から人材育成、就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する就業支援施設。。
21	京都府私立高等学校あんしん修学支援制度	家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減する事業
22	福祉資金貸付金	ひとり親家庭の親の経済的自立と児童福祉の増進を目的とした修学資金・就学支度資金等の貸付制度
22	就労活動促進費	生活保護受給者のうち、早期に就労による保護脱却が可能と生活保護実施機関が判断する者で、活動要件を満たす者に対して月額5,000円を原則6か月以内の期間において支給するもの
22	就労自立給付金	生活保護受給者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して給付金を支給するもの

子どもの貧困に関する指標比較表

() は前回調査での数値

No.		新指標	京都府数値	全国数値	備考	国数値の根拠
1	教育 の 支 援	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	'89.1% ('94.5%)	92.5% ('93.7%)		厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業生数 分子：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学人数 R5.4.1現在（前回H30.4.1）
2		生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	1.5% 6.3%)	3.7% (4.1%)		厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数 R5.4.1現在（前回H30.4.1）
3		生活保護世帯の子どもの大学等進学率	54.4% ('44.1%)	42.9% (36.0%)		厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 分子：大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）、各種学校への進学者数 R5.4.1現在（前回H30.4.1）
4		児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	100% (100%)	97.7% (95.8%)		こども家庭庁子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：その年度末に中学校を卒業した者の数 分子：その年度の翌年度（5月時点）に高等学校等又は専修学校等に進学している者の数 R4.5.1現在（前回H30.5.1）
5		児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	40% (63%)	38.6% (30.8%)		こども家庭庁子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了した者の数 分子：大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級した者）、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への進学者数 R4.5.1現在（前回H30.5.1）
6		ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	母子 88.6% (87.8%) 父子 80.0% (92.9%)	母子 79.1% 父子 82.3% (81.7%)		国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子：保育先が保育所、幼稚園、認定こども園である割合 ※平成28年度全国ひとり親世帯等調査の数値は母子父子世帯別はなし。
7		ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）	—	母子 94.5% 父子 96.2% (95.9%)		国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数分子：高等学校、高等専門学校在籍者数 ※平成28年度全国ひとり親世帯等調査の数値は母子父子世帯別はなし。
8		ひとり親家庭の子どもの進学率（高等学校卒業後）	—	母子 66.5% 父子 57.9% (58.5%)		国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子：大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数 ※平成28年度全国ひとり親世帯等調査の数値は母子父子世帯別はなし。
9		全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4% (1.4%)	1.5% (1.4%)		児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 分母：高等学校在籍者数 分子：高等学校中退者数 令和5年度調査（平成30年度調査）
10		小・中学校における不登校児童生徒数	6,210人	346,482人	新規	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 令和5年度調査
11		高校における不登校生徒数	1,095人	68,770人	新規	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 令和5年度調査
12		就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	88.0% (62.5%)	83.2% (65.6%)		文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数 令和5年度調査（平成30年度調査）
13		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	95.8% (48.0%)	85.8% (47.2%)		文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「令和5年度入学者に実施済み」と回答した市町村数 令和5年度調査（平成30年度調査）

14		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	96.0% (52.0%)	86.6% (56.8%)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「令和5年度入学者に実施済み」と回答した市町村数 令和5年度調査（平成30年度調査）
15	生活の支援	滞納経験（電気・ガス・水道） ひとり親世帯	—	電気 6.9% (14.8%) ガス 6.4% (17.2%) 水道 8.4% (13.8%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：ひとり親世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数
16		滞納経験（電気・ガス・水道） 子どものいる全世帯	—	電気 2.2% (5.3%) ガス 1.9% (6.2%) 水道 2.2% (5.3%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：子どもがいる世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数
17		過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	—	食品 20.8% (34.9%) 衣服 18.8% (39.7%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：ひとり親世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
18		過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（子どものいる全世帯）	—	食品 12.0% (16.9%) 衣服 13.7% (20.9%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：子どもがいる世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
19		子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	—	相談 8.9% お金援助 25.9%	平成29年生活と支えあいに関する調査（特別集計） 分母：個人票の有効回答者のうち、子どもがいる世帯に属する個人の数 分子：「頼れる人がいない」と回答した個人の数
20		子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第1～3十分位）	—	相談 7.2% お金援助 20.4%	注）等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得（世帯人員数を勘案した世帯所得）の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十分分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。 なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分所得について調査。
21	保護者の就労支援	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	78.7% (89.3%)	83.0% (80.8%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数
22		ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	84.4% (92.9%)	87.8% (88.1%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数
23		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	46.4% (39.6%)	50.7% (44.4%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数
24		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	68.0% (60.5%)	71.4% (69.4%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数
25		子どもの貧困率（国民生活基礎調査）	—	11.5% (14.0%)	令和3年国民生活基礎調査（前回平成30年調査） 分母：子ども（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子どもの数

26		子どもの貧困率（全国消費実態調査）	—	10.3% (7.9%)		令和元年度全国家計構造調査（前回平成26年全国消費実態調査） 分母：子ども（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子どもの数
27		子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率（国民生活基礎調査）	—	44.5% (48.3%)		令和3年国民生活基礎調査（前回平成30年調査） 分母：子ども（17歳以下）のいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない子どものいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の世帯員数
28		子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率（全国消費実態調査）	—	53.3% (47.7%)		令和元年度全国家計構造調査（前回平成26年全国消費実態調査） 分母：大人（18歳以上）一人と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数
29		ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	56.4% (48.5%)	46.8% (42.9%)		国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年調査） 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
30		ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	30.0% (20.4%)	28.2% (20.8%)		国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年調査） 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
31	経済的支援	ひとり親家庭のうち養育費を現在も受け取っている割合（母子世帯）	33.2% (27.2%)	28.1% (24.3%)		国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年調査） 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費を現在も受け取っている母子世帯の親の数
32		ひとり親家庭のうち養育費を現在も受け取っている割合（父子世帯）	13.3% (11.1%)	8.8% (3.2%)		国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年調査） 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費を現在も受け取っている父子世帯の親の数
33		児童相談所における児童虐待相談対応件数	—	207,660件	新規	国：厚生労働省「福祉行政報告例」（令和3年度） 府：児童相談所が虐待通告を受け付けた件数（令和3年度）
34		「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	—	① 1.8% ② 2.3% ③ 4.6% ④ 7.2% ⑤ 2.9%	新規	国：厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」 ①中学2年生 ②全日制高校2年生 ③定時制高校2年生相当 ④通信制高校生 ⑤大学3年生 ※①～④は令和2年度、⑤は令和3年度に実施。
35		「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	—	40.4%	新規	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」
36		「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	—	54.4%	新規	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」
37		「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	—	98.1%	新規	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」